

恩納村文化情報センターだより Vol.58

【夏休み特別上映会】 水曜日のシネマライブラリー

夏休み期間中、毎週水曜日に映画上映会を開催します。子ども向けを中心に、大人も楽しめる作品も上映予定です。
期間:8月3、10、17、24、31日
毎週水曜日 15時～
会場:多目的ルーム
入場:無料



来館者10万人達成の日を 予想しよう!

文化情報センターは、おかげ様で8月中旬に来館者10万人達成が予想されます。それに伴い、「10万人達成日を予想しよう!」イベントを開催しております。見事的中された方には記念品をプレゼント。達成日にはセレモニーも予定しています。みんなで10万人達成を祝いましょう!

【6月末現在 来館者数】**89,295人**

8/21(日) 『前略 南ぬシマジマ』 平田大一・桑村ヒロシ トーク&朗読ライブ

近日発行予定の『前略 南ぬシマジマ』の著者、南島詩人平田大一さんと写真家 桑村ヒロシさんによるトーク&朗読ライブを開催します。朗読や歌、スライド上映等で作品の魅力を紹介し、皆様のお越しをお待ちしております。

【プロフィール】
 平田大一(南島詩人/演出家/公益財団法人沖縄県文化振興会理事長)
 桑村ヒロシ(写真家)



日時:8月21日(日) 15時～
会場:恩納村文化情報センター
入場:無料(受付不要)
 ※写真展『前略南ぬシマジマ』

7月23日(土)～9月14日(水)の間開催しております。
場所:3階展望室、2階光庭通路

8/25(木) 真夏の怖いおはなし会

暑い夏、背筋も凍る怖いおはなしで涼しくなりませんか…

第1部 17:30～18:00 (子ども向け)
第2部 18:15～18:45 (大人向け)
会場:博物館シアタールーム



恩納村文化 情報センター 8月休館日

【休館日】
1日、8日、12日、15日、22日、29日
 【資料整理日】18日

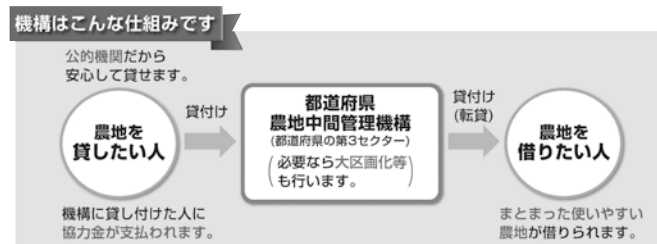
・問合せ・

恩納村文化情報センター 〒904-0415 恩納村字仲泊1656番地8
 ☎ 098-982-5432 【HP】 <http://www.onna-culture.jp/>
 ※センターに関する情報は、ホームページで確認できます

知っていますか?農地中間管理事業

農地中間管理事業とは…

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地を借受け、担い手等へ貸付ける事業です。貸付けにあたっては、借り手を公募し、「人・農地プラン」等を考慮したうえで、適切な相手方を選定し、まとまりのある形で利用できるように配慮して貸付を行います。また、借り手が決まるまでの間は、農地中間管理機構が最長2年間、農地の維持管理をし、賃料も支払われます。詳しい内容や応募方法については、農林水産課までお問合せください。



・問合せ・

農林水産課 農政係 ☎ 966-1202

乳がん・子宮頸がん集団検診のご案内

- 検診日: 8月12日(金)
- 受付時間: 午後1:30～2:30
- 検診会場: 仲泊小中学校(校舎)
- 持参する物: 受診券(ピンク色)、検診料金

※80歳以上の方は、会場受付で受診券を発行しますので、直接会場へお越しください。

★40歳以上でマンモグラフィ検査をご希望の方は、福祉健康課の窓口またはお電話での予約が必要です。(先着35名)
 ※ただし、昨年度集団検診でマンモグラフィ検査を受診した方は、今年度は予約できませんのでご了承ください。
 ★受診券を紛失した方や届いていない方は担当課までご連絡ください。

【8月以降の集団検診日程】※集団検診も残すところあと4回!ご都合の良い日程を選んで受診しましょう。

日程	検診会場	受付時間
平成28年8月12日(金)	仲泊小中学校(校舎)	午後1:30～2:30
9月30日(金)	山田公民館	
11月1日(火)	保健福祉センター	
平成29年1月22日(日)	保健福祉センター	午前9:30～10:30

検診に関する詳細は、[役場ホームページ](#) → [ピックアップ](#) → [健康](#) をご覧ください。

・問合せ・ 福祉健康課 健康づくり係 ☎ 966-1207

国民年金保険料の未納を防ぐために…

知っていますか?保険料の免除制度

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年)や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「全額免除」または「一部免除」される制度があります。

- ▶全額免除……保険料の全額を免除 ※平成28年度は月額16,260円
- ▶一部免除……保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

<免除が承認された場合の保険料額>

【平成28年度】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料額(月額)	0円	4,070円	8,130円	12,200円

※減額された保険料を納めてない期間は、未納扱いとなりますので、ご注意ください。

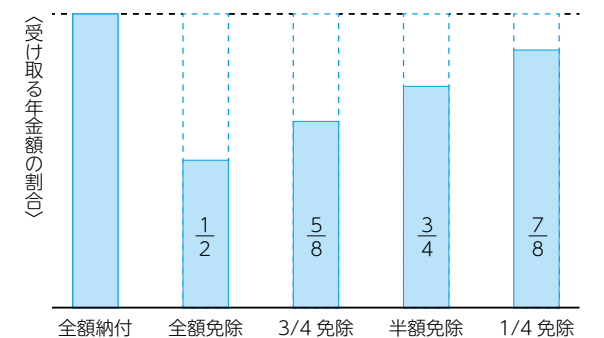
! 将来の年金への影響

免除が承認された期間は、全額納付した場合と比べ保険料負担が軽減されているため、右図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

※免除が承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

※平成21年3月以前の免除期間は、以下のとおり右図の割合とは異なります。

- 全額免除…1/3
- 半額免除…2/3
- 4分の3免除…1/2
- 4分の1免除…5/6



・問合せ・ 村民課 年金係 ☎ 966-1205